

令和6年度 若年者等正規雇用奨励金のご案内

この奨励金は、旭川市内に事業所を有する法人又は個人事業主が、旭川市内に在住する若年者等（満55歳未満の者をいう。以下同じ。）又は季節労働者、若しくは障害者（以下「対象労働者」という。）をトライアル（試用）雇用し、雇用期間終了後、正規雇用として雇入れた場合、市独自の奨励金を支給することにより、対象労働者の正規雇用を促進し、安定的な雇用の確保を図ることを目的としております。

ぜひ本市奨励金の活用をご検討ください。

奨励金の交付の対象となる事業者

奨励金の交付対象者は、以下の事項を満たす事業主です。

- ① 旭川市内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ② 若年者等又は季節労働者、若しくは障害者をトライアル雇用し、国のトライアル雇用助成金（ただし、一般トライアルコース、障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコースに限る。以下同じ。）を受給した者であること。
- ③ 旭川市内に住所を有するトライアル雇用対象労働者をトライアル雇用終了後、正規雇用として雇い入れ、引き続き1か月以上、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が、若年者等又は季節労働者は30時間以上、障害者は20時間以上）として雇用し、旭川市への奨励金交付申請時においても継続して雇用している事業主であること。

奨励金の額

奨励金の額は、対象者お1人につき5万円です。

受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに下記申込受付先にご申請ください。
但し、予算額に達し次第受付終了となりますので、予めご了承ください。

[裏面もご覧ください→](#)

交付の申請

交付申請は、国の助成金交付対象期間に係る「トライアル雇用助成金」の支給決定通知日の翌日から起算して2か月以内に行ってください。

申請に必要な書類

申請には、以下のすべての書類が必要となります。

- ① 若年者等正規雇用奨励金交付申請書（様式第1号）※
- ② 国の助成金交付対象期間に係るトライアル雇用実施計画書の写し又は障害者トライアル雇用等実施計画書の写し
- ③ トライアル雇用助成金支給決定通知書の写し
- ④ 正規雇用開始後から奨励金の交付申請日までの出勤状況が確認できる出勤簿等の写し
- ⑤ 正規雇用開始後の賃金台帳の写し
- ⑥ 正規雇用に係る労働契約書又は雇入通知書の写し
- ⑦ 正規雇用に係る労働者名簿等の写し
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

※「交付申請書」（様式第1号）の様式は、旭川市ホームページの次のページからダウンロードできます。

●旭川市ホームページ「令和6年度 若年者等正規雇用奨励金について」

URL ↓

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/392/work0002/d053987.html>



【申込受付・問合せ先】

〒070-8525

旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階
経済部経済総務課雇用労政係

TEL 0166-25-7152（直通）

FAX 0166-26-7093

若年者等正規雇用奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

所在地
申請者 名称
代表者
電話番号

年度若年者等正規雇用奨励金の交付を受けたいので、交付要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

奨励金交付事業等の名称	若年者等正規雇用奨励金
補助事業等の目的及び内容	旭川市内に住所を有する若年者等、障害者及び季節労働者の正規雇用を促進し、安定的な雇用を支援するため、国のトライアル雇用事業終了後対象労働者を正規雇用した旭川市内に事業所を有する事業主に対し、奨励金を交付する。
交付申請金額	金 円 (対象労働者 名分)
添付書類	<input type="checkbox"/> トライアル雇用実施計画書又は障害者トライアル雇用等実施計画書の写し <input type="checkbox"/> トライアル雇用助成金支給決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 対象労働者の正規雇用開始後から交付申請日までの出勤状況が確認できる出勤簿等の写し <input type="checkbox"/> 対象労働者の正規雇用開始後の賃金台帳の写し <input type="checkbox"/> 対象労働者の正規雇用に係る労働契約書又は雇入通知書の写し <input type="checkbox"/> 対象労働者の正規雇用に係る労働者名簿の写し